

協議事項 1 私立高等学校の通信制課程の設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 静岡県知事(以下「知事」という。)が、私立高等学校の通信制の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号。以下「規程」という。)、<u>「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドラインの策定について」(平成28年9月30日28文科初第913号文部科学省初等中等教育局長通知)</u>その他の関係法令等の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。</p> <p>(立地)</p> <p>第3条 <u>立地</u>については、次の各号のいずれにも適合していなくてはならない。</p> <p>(1) <u>風俗営業施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業又は性風俗特殊営業を行う施設をいう。)などの教育にふさわしくない施設が、周辺に立地していないなど、高等学校教育を行う上で適切な環境に位置すること。</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 静岡県知事(以下「知事」という。)が、私立高等学校の通信制の課程の設置、学科の設置、収容定員の変更に係る学則変更の認可を行う場合には、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)、高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)、<u>「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」(平成28年9月策定)</u>その他の関係法令等の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。</p> <p>(立地条件等)</p> <p>第3条 <u>立地条件等</u>については、次の各号のいずれにも適合していなくてはならない。</p> <p>(1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う施設などの教育にふさわしくない施設が実施校の周辺に立地していないなど、学校教育を行う上で適切な環境であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(名称)</p> <p>第4条 <u>名称</u>については、<u>次の各号のいずれにも適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>通信制の課程を置く私立高等学校(以下「実施校」という。)の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。</u></p>

改正前	改正後
<p>2 <u>教諭等のうち、5人を超えた者については、教育上支障がない場合、常勤講師をもってこれに代えることができる。</u></p> <p>3 <u>規程第3条に規定する実施校（以下「実施校」という。）が高等学校全日制の課程又は定時制の課程を併置する場合は、第1項に定める方法により算定した数から4を減ずることができる。</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>実施校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に努めること。</u></p> <p>6 <u>実施校の事務職員の数は、別表2に掲げる方法により算定した数以上としなければならない。</u></p> <p>7 <u>実施校には事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てること。</u></p> <p><u>（教育施設）</u> 第6条 <u>教育施設は、次に掲げるものとする。</u></p>	<p><u>の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>2 <u>実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされているものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>実施校は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に努めるものとする。</u></p> <p>5 <u>実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならない。</u></p> <p>6 <u>実施校には事務長を置き、事務長は事務職員をもって、これに充てるものとする。</u></p> <p>7 <u>その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。</u></p> <p>8 <u>学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。</u></p> <p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p>(1) <u>実施校</u></p> <p>(2) <u>規程第3条に規定する協力校（以下「協力校」という。）</u></p> <p>(3) <u>学校教育法第55条に規定する施設（以下「指定技能教育施設」という。）</u></p> <p><u>第7条 実施校の校舎には、規程第9条第1項各号に掲げる施設並びに規程第10条第1項の校具及び教具を備えるとともに、教育目標を達成するために必要かつ十分な施設及び設備を備えなければならない。</u></p> <p><u>2～8 （略）</u></p> <p><u>第8条 協力校を設け、又は、指定技能教育施設と連携する場合には、次の各号の要件を満たすものでなければならない。</u></p> <p>(1) <u>生徒の修学に支障を来すことのないよう、実施校との協力・連携関係が確実に確保されるものであること。</u></p> <p>(2) <u>当該施設の本来の目的である教育活動等に支障がなく、通信制高校の生徒の教育を行うことができる施設・設備が提供されること。</u></p>	<p><u>（施設及び設備）</u></p> <p><u>第8条 実施校の施設及び設備は、長期的・安定的な教育を行う上で支障のないものとする。</u></p> <p><u>2 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けるものとする。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えるものとする。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保するものとする。</u></p> <p><u>3～9 （略）</u></p> <p><u>（通信教育連携協力施設）</u></p> <p><u>第9条 通信教育連携協力施設については、次の各号のいずれにも適合するものとする。</u></p> <p>(1) <u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。</u></p> <p>(2) <u>面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であること基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができること。</u></p>

改正前	改正後
	<p>(3) <u>通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。</u></p> <p>(4) <u>面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。</u></p> <p>(5) <u>学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。</u></p> <p>(6) <u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3号の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。</u></p> <p>(7) <u>面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。</u></p> <p>(8) <u>面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。</u></p> <p>(9) <u>通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。</u></p> <p>(10) <u>実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容に</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>ついて、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行う努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。</u></p> <p><u>(通信教育の方法等)</u></p> <p><u>第10条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施するものとする。</u></p> <p><u>2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えるものとする。</u></p> <p><u>(1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。</u></p> <p><u>(2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。</u></p> <p><u>(3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。</u></p> <p><u>(4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(資産等の保有)</p> <p>第9条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、校地については、教育上支障がなく、かつ、20年以上の賃借権を取得</p>	<p>(5) <u>通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。</u></p> <p><u>(計画の作成等)</u></p> <p>第11条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成するものとする。</p> <p>2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うものとする。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示するものとする。</p> <p>(資産等の保有)</p> <p>第12条 実施校の校地、校舎その他の施設及び設備は、原則として、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、校地については、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが</p>

改正前	改正後
<p><u>し、これを登記する等、将来にわたり安定的に使用できる場合は、この限りでない。</u></p>	<p><u>确实と認められた場合は、この限りではない。</u></p>
<p>(設立資金) 第10条 (略)</p>	<p>(設立資金) 第13条 (略)</p>
<p>(運用資金等) 第11条 (略)</p>	<p>(運用資金等) 第14条 (略)</p>
<p>(既存学校法人による学校設立資金等) 第12条 (略)</p>	<p>(既存学校法人による学校設立資金等) 第15条 (略)</p>
<p>(課程の設置認可) 第13条 課程の設置認可については、<u>第2条から第12条の規定を準用する。</u>この場合において、「独立校」は「課程」と読み替える。</p>	<p>(課程の設置認可) 第16条 課程の設置認可については、<u>第2条から第15条の規定を準用する。</u>この場合において、「独立校」は「課程」と読み替える。</p>
<p>(学科の設置認可) 第14条 学科の設置認可については、<u>第4条、第11条第2項及び第12条の規定を準用する。</u></p>	<p>(学科の設置認可) 第17条 学科の設置認可については、<u>第5条、第14条第2項及び第15条の規定を準用する。</u></p>
<p>(収容定員に係る学則変更認可) 第15条 収容定員の変更を内容とする学則変更認可については、<u>第4条から第12条までの規定を準用する。</u></p>	<p>(収容定員に係る学則変更認可) 第18条 収容定員の変更を内容とする学則変更認可については、<u>第4条から第15条までの規定を準用する。</u></p>
<p>(分校の設置) 第16条 分校の設置については、<u>第2条から第12条の規定を準用する。</u>この場合において、「認可」は「届出」と読み替える。</p>	<p>(分校の設置) 第19条 分校の設置については、<u>第2条から第15条の規定を準用する。</u>この場合において、「認可」は「届出」と読み替える。</p>
<p><u>(広域の課程に係る学則変更認可)</u> 第17条 <u>本県以外に通信教育を行う区域(以下「教育区域」という。)を設定する場合は、次によるものとする。</u> (1) <u>教育区域に加えようとする都道府県内に</u></p>	<p>(削除)</p>

改正前	改正後																		
<p><u>分校若しくは協力校を設置し、又は指定技能教育施設と連携するものとする。</u></p> <p><u>(2) 当該都道府県の意向を聴取し、影響を考慮しなければならない。</u></p> <p>(設置計画の承認及び設置認可)</p> <p><u>第 18 条 (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>第 13 条から第 17 条まで</u>に規定する課程の設置認可等の手続について準用する。このうち<u>第 15 条及び第 17 条</u>の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替える。</p> <p>ただし、<u>第 15 条</u>に規定する収容定員を変更する場合の学則変更については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表 1 (第 5 条関係)</u></p> <p><u>教員数</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収容定員</th> <th style="text-align: center;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>240 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>9</u></td> </tr> <tr> <td>241 人以上 1,200 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>$(\text{収容定員}-240) \div 100 + 9$</u></td> </tr> <tr> <td>1,201 人以上 5,000 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>$(\text{収容定員}-1,200) \div 150 + 18$</u></td> </tr> <tr> <td>5,001 人以上</td> <td style="text-align: center;"><u>44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。</u></p> <p><u>別表 2 (第 5 条関係)</u></p> <p><u>事務職員数</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収容定員</th> <th style="text-align: center;">人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>240 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td>241 人以上 5,000 人以下</td> <td style="text-align: center;"><u>$(\text{収容定員}-240) \div 400 + 3$</u></td> </tr> <tr> <td>5,001 人以上</td> <td style="text-align: center;"><u>15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>1 未満の端数が生じたときは、1 に切り上げる。</u></p>	収容定員	人 数	240 人以下	<u>9</u>	241 人以上 1,200 人以下	<u>$(\text{収容定員}-240) \div 100 + 9$</u>	1,201 人以上 5,000 人以下	<u>$(\text{収容定員}-1,200) \div 150 + 18$</u>	5,001 人以上	<u>44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>	収容定員	人 数	240 人以下	<u>3</u>	241 人以上 5,000 人以下	<u>$(\text{収容定員}-240) \div 400 + 3$</u>	5,001 人以上	<u>15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>	<p>(設置計画の承認及び設置認可)</p> <p><u>第 20 条 (略)</u></p> <p>2 前項の規定は、<u>第 16 条から第 19 条まで</u>に規定する課程の設置認可等の手続について準用する。このうち<u>第 18 条</u>の場合において、「設置」及び「開設」は「学則の変更」と読み替える。</p> <p>ただし、<u>第 18 条</u>に規定する収容定員を変更する場合の学則変更については、収容定員を減じるなど、教育上支障ないことが確実と認められる場合に限り、計画書の提出を要しない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
収容定員	人 数																		
240 人以下	<u>9</u>																		
241 人以上 1,200 人以下	<u>$(\text{収容定員}-240) \div 100 + 9$</u>																		
1,201 人以上 5,000 人以下	<u>$(\text{収容定員}-1,200) \div 150 + 18$</u>																		
5,001 人以上	<u>44 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>																		
収容定員	人 数																		
240 人以下	<u>3</u>																		
241 人以上 5,000 人以下	<u>$(\text{収容定員}-240) \div 400 + 3$</u>																		
5,001 人以上	<u>15 に生徒数の増加に応じた相当数を加えた数</u>																		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和 6 年 月 日から施行する。

協議事項2 私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(校地等)</p> <p>第8条 設置基準第45条に規定する校地等(以下「校地」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、<u>借用にあつては教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体からの借用であること。</u></p> <p>(2) <u>借地借家法(平成3年法律第90号)の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。</u></p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(設置に係る資金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額(利息を含む。)が、年間事業活動収入の20%以内であること。ただし、<u>第6条第1項のただし書及び第7条第1項のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、各年度の償還額(利息を含む。)と賃借料の合計額が、年間事業活動収入の20%以内であることを要する。</u></p> <p>2 <u>校地又は校舎の取得に係る前項の負債</u>に関しては、<u>第6条及び第7条の規定にかかわらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(校地等)</p> <p>第8条 設置基準第45条に規定する校地等(以下「校地」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、<u>特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(設置に係る資金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額(利息を含む。)が、年間事業活動収入の20%以内であること。ただし、<u>第8条ただし書及び第9条第1項ただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、各年度の償還額(利息を含む。)と賃借料の合計額が、年間事業活動収入の20%以内であることを要する。</u></p> <p>2 校舎の取得に係る前項の負債に関しては、<u>第9条の規定にかかわらず、校舎に抵当権を設定することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(運用資金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第1項</u>のただし書及び<u>第7条第1項</u>のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第14条～第19条 (略)</p>	<p>(運用資金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第8条</u>ただし書及び<u>第9条第1項</u>ただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第14条～第19条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

協議事項3 私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(校地)</p> <p>第9条 校地は、<u>原則として自己所有でなければならない。ただし、特別の事情があり、かつ、借用期間が20年以上の公正証書による賃貸借契約が締結され、永続的かつ安定的な利用が可能であると認められる場合又は国若しくは地方公共団体の所有に属するものであって各種学校の設置後20年以上にわたって使用できる保証のある使用貸借契約若しくは賃貸借契約が締結されており、当該校地を使用して各種学校を運営することに支障がないことが確実であると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項の校地の借用については、借地借家法(平成3年10月4日法律90号)に基づく借地権が設定されていなければならない。ただし、国又は地方公共団体からの借用である場合はこの限りでない。</u></p> <p>3 <u>校地は、第12条第1項第2号の借入金に係る担保とされているものを除き、負担付き(担保に供されている等)であってはならない。</u></p> <p>第10条～第22条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(校地)</p> <p>第9条 校地は、<u>負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実と認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第10条～第22条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

協議事項4 外国人児童・生徒等を対象とする私立各種学校を設置する
準学校法人寄附行為認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(基本財産の保有)</p> <p>第3条 外国人学校を設置する準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他の施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までには保有又は整備しなければならない。</p> <p><u>2 前項の基本財産は、負担付き（担保に供されている等）又は借用であってはならない。ただし、特別の事情があり、教育上支障がないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号に該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 校地については、次のいずれかの場合に該当していること。</u></p> <p><u>ア 国又は地方公共団体からの借用であること。</u></p> <p><u>イ 借地借家法（平成3年法律第90号）の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。</u></p> <p><u>(2) 設備については、借用の契約が締結されていること。</u></p> <p><u>(3) 市町村が、地域社会の特殊事情等により、外国人学校の各種学校の設置を要望している場合は、第1号の規定にかかわらず、校地又は校舎については、次のいずれかに該当していること。</u></p> <p><u>ア 国又は地方公共団体からの借用であること。</u></p> <p><u>イ 借地借家法（平成3年法律第90号）の規定による借地権が設定さ</u></p>	<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(基本財産の保有)</p> <p>第3条 外国人学校を設置する準学校法人は、その設置する学校に必要な校地、校舎その他の施設及び設備（以下「基本財産」という。）を法人設立時までには保有又は整備しなければならない。</p> <p>(削除)</p>

改正前	改正後
<p><u>れ、当該借地権が登記されていること。</u></p> <p><u>ウ 所有者との間に、借用期間が長期間の公正証書による賃貸借契約が締結されていること。</u></p> <p>(設立資金)</p> <p>第4条 基本財産の取得に必要な資金は、外国人学校の各種学校を設置する準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。ただし、<u>特別の事情があり、教育上支障のないことが確実と認められる場合で、かつ、次の各号のいずれにも該当する場合には、資金の一部を借り入れることができる。</u></p> <p><u>(1) 借入先が、日本私立学校振興・共済事業団、社団法人静岡県専修学校各種学校教育振興会又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。</u></p> <p><u>(2) 借入金額が、校地又は校舎の取得費の3分の1以内、又は当該学校の総負債額が、総資産額の3分の1以内であること。</u></p> <p><u>(3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額（利息を含む。）が、帰属収入の20%以内であること。</u></p> <p><u>2 校地又は校舎の取得に係る前項の負債に関しては、前条の規定にかかわらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。</u></p> <p>第5条～第8条 (略)</p>	<p>(設立資金)</p> <p>第4条 基本財産の取得に必要な資金は、外国人学校の各種学校を設置する準学校法人を設立しようとする者（以下「設立者」という。）の自己資金によらなければならない。ただし、<u>教育上支障のないことが確実と認められる場合で、かつ、私立各種学校設置認可等審査基準第12条各号のすべてを満たす場合は、この限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5条～第8条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

協議事項 5 日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条 (略)</p> <p>(認可の方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1に掲げる日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書(以下「設置計画書」という。)を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。</u></p> <p>ただし、設置者が学校法人(準学校法人を含む。)の場合は、日本語教育機関としての運営実績を要しない。</p> <p>(3) <u>日本語教育機関の告示基準(平成28年7月22日法務省入国管理局策定)</u>に定める基準を満たしていること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(開設時期)</p> <p>第3条 日本語教育機関の開設時期は、審査基準第13条の規定にかかわらず、10月1日とすることができる。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(認可の方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和5年法律第41号)第2条に基づき認定を受けた日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書(以下「設置計画書」という。)を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。</u></p> <p>ただし、設置者が学校法人(準学校法人を含む。)の場合は、日本語教育機関としての運営実績を要しない。</p> <p>(3) <u>認定日本語教育機関認定基準(令和5年文部科学省令第40号)</u>に定める基準を満たしていること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(開設時期)</p> <p>第3条 <u>各種学校としての</u>日本語教育機関の開設時期は、審査基準第13条の規定にかかわらず、10月1日とすることができる。</p> <p>第4条～第6条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。

協議事項 6 静岡県私立学校審議会運営規程の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>(雑 則)</p> <p><u>第19条</u> この規程に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が委員にはかって決定する。</p>	<p>(意見の聴取等)</p> <p><u>第19条</u> 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、専門的事項に関し学識経験のある者及び関係人に対し、審議会又は部会への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。</p> <p>(雑 則)</p> <p><u>第20条</u> この規程に定めるもののほか審議会の運営に関し必要な事項は、そのつど会長が委員にはかって決定する。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。